

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第218号)

平成14年10月17日

横情審答申第218号

平成14年10月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年12月7日中保護第62号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

「保管金出納調書」、「一時預り金出納調書（控）」、「保護費預り依頼書」、「保管金預り依頼書」及び「中福祉事務所保管横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965の通帳取引内容のうち「各国庫補助金を返還・精算しない理由を示す文書及び各国庫補助金を返還・精算しないことに関与した職員と上記入金・記帳のない100万円以下の端数の行方に関与した職員を示す文書」」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「保管金出納調書」、「一時預り金出納調書（控）」、「保護費預り依頼書」、「保管金預り依頼書」及び「中福祉事務所保管横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965の通帳取引内容のうち「各国庫補助金を返還・精算しない理由を示す文書及び各国庫補助金を返還・精算しないことに関与した職員と上記入金・記帳のない100万円以下の端数の行方に関与した職員を示す文書」」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「保管金出納調書」（以下「文書1」という。）、「一時預り金出納調書（控）」（以下「文書2」という。）、「保護費預り依頼書」（以下「文書3」という。）、「保管金預り依頼書」（以下「文書4」という。）及び「中福祉事務所保管横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965（以下「本件口座」という。）の通帳取引内容のうち「各国庫補助金を返還・精算しない理由を示す文書及び各国庫補助金を返還・精算しないことに関与した職員と上記入金・記帳のない100万円以下の端数の行方に関与した職員を示す文書」」（以下「文書5」という。）（以下文書1から文書5までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年3月29日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

文書1から文書4までは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示とし、文書5は不存在であるため条例10条第2項により非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## (1) 対象行政文書の特定について

本件請求時に提出された開示請求書別紙〔2〕欄には、「通帳の取引内容のうち、09-04-02付300万円、（中略）11-12-03付600万円の入金及び入金のない100万円以下の端数の行方並びに09-04-11付100万円、（中略）11-11-09付600万円の用途が、各明らかになる文書」と記載されている。

異議申立人が開示を受けた預金通帳は、「中区福祉部保護課長」名義の通帳で、「中

福祉事務所保護課生活保護関連現金等取扱要領」(平成 11 年 3 月中区保護課制定。平成 14 年 1 月 1 日改正前のもの。以下「中区要領」という。)に基づく現金(保管金、預り金)を管理するためのものであり、同要領に基づき管理されている現金の出し入れの状況が記録されている。

したがって、開示請求書に記載されている「入金」、「端数の行方」及び「使途」が明らかになる文書は、文書 1 から文書 4 までが該当し、平成 9 年度から平成 11 年度までの期間を対象として文書を特定した。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 文書 1 及び文書 2 は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の氏名(世帯主氏名)、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等は、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

イ 文書 3 は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、保護費預りの依頼の有無等は、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

ウ 文書 4 は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、依頼した年月日、依頼する理由の別(戻入、法第 63 条返還、法第 78 条徴収、遺留金、その他)、金額、保管金預りの有無等は、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

文書 1 から文書 4 は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)に基づき被保護者に支給された生活保護費などを、被保護者の金銭管理の必要上やむを得ず、被保護者が福祉事務所(平成 13 年 12 月 31 日以前のもの。以下同じ。)に一時預かりを依頼する場合において、福祉事務所と被保護者との信頼関係に基づいて預かり、管理する場合に作成される文書である。保護費などを福祉事務所に預けていることは、被保護者にとって他人に知られたくない情報である。

これらの情報を一部でも開示することは、他人に知られたくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、結果として、被保護者が保護費などを預けなくなるなど、被保護者の金銭管理が十分に行われず、生活基盤が不

安定となり、今後の生活保護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当する。

#### (4) 文書5の不存在について

ア 文書5のうち「各国庫補助金を返還・精算しない理由を示す文書及び各国庫補助金を返還・精算しないことに関与した職員」について

本件口座に入金されている金銭は、法に基づき被保護者に支給された生活保護費などを、被保護者からの依頼に基づき預っているものであり、国庫補助金そのものではなく、当該金銭の出し入れは、中区要領の定めに従い中区保護課の担当係長が管理し出納している。

被保護者の必要に応じた生活費等の出し入れを確保するため、一日の金銭取扱いの一部を現金（およそ100万円以下の金額）として常時手元に置き、被保護者の要望に応え、執務時間外は区収入役で保管している。

こうした預り金及び保管金の取扱上の管理責任者は、中区要領に基づき保護課長が行っており、例外のない定型的な取扱上にあることから、標記にある金銭の行方に関与した職員を示す文書等は存在しない。

被保護者が受領した国庫補助金である生活保護費について、その一部を返還する場合は、被保護者の依頼に基づき、保護課長が金融機関から預金を引き出し、被保護者の名で実施機関に納付等の手続を行うものであり、実施機関の職員が直接国庫補助金を実施機関に返還・精算するものではない。

イ 文書5のうち「上記入金・記帳のない100万円以下の端数の行方に関与した職員を示す文書」について

預り金及び保管金の取扱いについては、中区要領第6条に規定されている実施機関の各職員が毎日カバンに現金を入れ、保管・管理を繰り返して行っており、例外のない定型的な取扱上にあることから、標記にある金銭の行方に関与した職員を示す文書等は、中区要領以外には存在しない。

なお、預り金及び保管金の出納については、「預り金・保管金収支状況報告書」に記録されており、申立人には既に開示済みである。

#### 4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 各処分を取り消すとの決定を求め、文書の閲覧及び交付を求める。

- (2) 各処分は条例違反であり、申立人の権利及び利益を侵害したので、適法な処分を求める。
- (3) 開示請求した文書から金員及び金員の流れを確認したいことが申立人の目的であるから、条例第7条第2項第2号及び第6号並びに第10条第2項に抵触しない形で公開することができる。また、条例第3条に基づき積極的に開示する義務があるところ、その配慮を怠り処分した。
- (4) 実施機関は、個人に関する情報であるとしているが、実施機関のいう特定個人の識別や財産権の侵害は権利利益が害されないよう当該部分を被覆して除いて開示することにより回避できる。
- (5) 他の情報から特定個人を識別することはできない。
- (6) 条例第4条の規定から情報開示により、プライバシー侵害のおそれはないところ、金員管理追求回避の理由から非開示としたものであり、処分は違法である。
- (7) 本件口座の名義人は中福祉事務所保護課長の個人であり、また、平成11年9月3日付け預金残高と平成13年4月23日付け預金残高の支出の増減に関する文書の公開請求をしたが、実施機関は、非公開とした。
- (8) 条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保するべきである。
- (9) 条例は原則公開を定めており、実施機関の裁量権も限定されるべきことから非公開は必要最小限とするべき。実施機関は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため並びに事業の円滑な運営に支障をきたし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるために、非公開としているが行き過ぎが見られる。

## 5 審査会の判断

- (1) 福祉事務所における生活保護関連の現金等の取扱いについて

福祉事務所における生活保護費など生活保護関連の現金等の取扱いについては、横浜市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領（平成6年8月福祉局保護課制定。平成13年12月27日改正前のもの。以下「市要領」という。）の規定により、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）及び公金外現金事務処理要領（昭和61年4月総務局制定）に準じた処理を行うことと規定されている。

中福祉事務所では、被保護者が多数居住する地区をかかえ、被保護者との対応上、現金等を取扱う件数が多いため、市要領に準じた中区要領を定め、市要領と併せて実施し、福祉事務所における生活保護関連の現金等を取り扱っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、生活保護費関連の現金等の取扱いに係る文書である平成9年度から11年度までの「保管金出納調書」、「一時預り金出納調書(控)」、「保護費預り依頼書」及び「保管金預り依頼書」並びに申立人が開示を求めている「中福祉事務所保管・横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965の通帳取引内容のうち、「各国庫補助金を返還・精算しない理由を示す文書及び各国庫補助金を返還・精算しないことに関与した職員と上記入金・記帳のない100万円以下の端数の行方に関与した職員を示す文書」」である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1から文書4までを非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1及び文書2については、対象文書の年度が異なるものがあるが、同様の様式である文書について、平成14年3月29日横情審答申第200号において、非開示の妥当性について判断したところであり、本答申においてもその判断を変更する理由はない。

したがって、文書1及び文書2は、いずれの文書も個人ごとに作成されており、記録されている情報は、いずれも個人の生活保護費に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 文書3は、金銭管理の難しい被保護者に支給された生活保護費の一部を福祉事務所が預かり管理する場合に、被保護者から徴収する個人ごとに提出される文書で、ケース、被保護者の住所、氏名、印影、保護費預かりの依頼の記述、預り金依頼理由等が記録されていることが認められる。

したがって、文書3に記録されている情報は、いずれも個人の生活保護費の預かり依頼に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

オ 文書4は、実施機関が法第63条による返還金、法第78条による徴収金、戻入金等の保管金を預かる際に、被保護者から徴収する依頼書で、ケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、預かりを依頼する理由等の情報が記録されていることが認められる。

したがって、文書4に記録されている情報は、いずれも生活保護費を受給している個人の保管金の預かりを依頼していることに関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

カ なお、上記ウからオで述べた本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

#### (4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、文書1から文書4までを本号に該当するとして非開示としているが、前記(3)ウからオで述べたように、当該文書全体が条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

#### (5) 文書5の不存在について

ア 実施機関は、文書5について前記3(4)の理由により「各国庫補助金を返還・精算しない理由及び各国庫補助金を返還・精算しないことに関与した職員を示す文書」も「上記入金・記帳のない100万円以下の端数の行方に関与した職員を示す文



書」も存在しないとしている。

そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく非開示決定の妥当性について審議するため、平成 14 年 7 月 26 日に実施機関から事情聴取を行った。

イ それによると、本件口座は、金銭管理の難しい被保護者が、支給された生活保護費の一部を福祉事務所に一時預かりを依頼した現金（保管金・預り金）を、実施機関が管理するためのものであり、中区保護課の担当係長が中区要領に基づき、現金の管理・出納を行い、現金の取扱上の管理責任者は保護課長が行うなど、定型的な取扱いを行っている。

また、被保護者が受領した生活保護費について、その一部を返還する場合には、被保護者の依頼に基づき、保護課長が金融機関から預金を引き出し、被保護者が自分で実施機関に納付等の手続を行っており、実施機関の職員が直接、生活保護費を実施機関に返還・精算する取扱いはしていない。

そして、実施機関では、被保護者の必要に応じた生活費等の出し入れを確保するため、一日の金銭取扱いの一部を現金（およそ 100 万円以下の金額）として常時手元に置き被保護者の要望に応え、執務時間外は区収入役で保管しており、実施機関の各職員が中区要領に基づき、毎日当該現金の保管・管理を繰り返し行う、定型的な取扱いをしている。

以上のように、本件口座に入金されている現金が被保護者に支給された生活保護費などの個人の金銭であること、被保護者が受領した生活保護費について、その一部を返還する場合には、被保護者が自分で実施機関に納付等の手続を行っており、実施機関の職員が直接、生活保護費を実施機関に返還・精算する取扱いはしていないこと、実施機関においては、中区要領に基づき当該現金の出納・管理に関して定型的に事務処理が行われていることから、文書 5 が存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

なお、実施機関が現金（保管金・預り金）の取扱い事務の根拠としている中区要領については、申立人の開示請求書、異議申立書、意見書及び意見陳述から判断すると、本件請求の対象行政文書に該当するものとはいえない。

## (6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、文書 1 から文書 4 までを条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして、非開示とした決定及び本件文書 5 を不存在であるとして、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年12月7日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年12月27日 (第234回審査会)	・諮問の説明
平成14年7月12日 (第273回審査会)	・審議
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年8月9日 (第275回審査会)	・異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・審議
平成14年8月12日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成14年9月13日 (第277回審査会)	・審議
平成14年9月20日 (第278回審査会)	・審議